

一般社団法人日本音響家協会
定款施行細則

第1章 総則	第27条 (再入会)	第52条 (支部会計)
第1条 (目的)	第28条 (入会の継続)	第53条 (借入れ)
第2条 (名称の英語表記)	第29条 (退会及び除籍)	第54条 (予算の執行)
第3条 (定義)	第30条 (除名の通知)	第55条 (予算の変更)
第2章 支部	第31条 (除籍の通知)	第56条 (予算の執行の報告)
◆第1節 支部の設置	第32条 (復籍の申し出)	第57条 (決算)
第4条 (支部の設置)	◆第2節 正会員への昇格	第58条 (決算報告)
第5条 (ブロック)	第33条 (正会員への昇格)	第59条 (監査報告)
第6条 (支部の合併廃止)	第34条 (昇格レポートの提出先等)	第60条 (決算報告の承認)
第7条 (支部の責務)	第35条 (昇格審査)	第61条 (繰越等の処理)
◆第2節 運営委員会	第4章 会費等	第7章 専門委員会等
第8条 (運営委員会の設置)	第37条 (会費)	第62条 (専門委員会)
第9条 (権限の委任)	第38条 (会費の入会期限)	第63条 (評議員会及び評議員)
第10条 (運営委員会の職務権限)	第39条 (拠出金等)	第8章 名誉会長、名誉会員、顧問、会友
第11条 (運営委員会の責務)	第5章 役員の選任	第64条 (名誉会長)
第12条 (運営委員会の決議事項)	◆第1節 協会役員	第65条 (名誉会員)
第13条 (報告事項)	第40条 (役員を選任)	第66条 (顧問)
第14条 (支部事業の執行の決定)	第41条 (理事の種類及び理事候補者の推薦)	第67条 (会友)
第15条 (実施報告書)	第42条 (監事候補者の推薦)	第9章 会議の開催場所
第16条 (運営委員会の議事)	◆第2節 支部役員	第68条 (社員総会)
第17条 (議事録)	第43条 (支部役員と定数等)	第69条 (理事会)
◆第3節 支部社員総会	第44条 (支部役員の選任等)	第70条 (運営委員会)9
第18条 (支部社員総会)	第45条 (支部役員の任期)	第10章 補則
第19条 (総会の権限)	第46条 (支部役員の職務及び権限)	第71条 (規則への委任)
第20条 (開催)	第6章 財産及び会計	附則 (施行日)
第21条 (招集)	◆第1節 財産の管理運用	附則 (改定及び施行日)
第22条 (議長)	第47条 (財産の管理運用等)	附則 (改定及び施行日)
第23条 (決議の方法)	第48条 (事業計画及び予算)	改定: 2011年9月26日
第24条 (議決権の代理行使)	第49条 (事業計画の変更及び補正予算)	施行日: 2011年10月1日
第25条 (議事録)	第50条 (事業報告及び決算報告)	
第3章 入退会等の手続	第51条 (受贈)	
◆第1節 入退会等	◆第2節 支部会計	
第26条 (入会)		

一般社団法人日本音響家協会
定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款施行細則(以下、本細則という)は、一般社団法人日本音響家協会(以下、当協会という)の円滑な運営を図ることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法という)及び関係法令で規定する範囲内において、当協会の定款(以下、定款という)が委任する事項及び定款第64条に基づく諸事項について規定する。

(名称の英文表記)

第2条 当協会の英文名称を Sound Engineers & Artists Society of Japan とし、略称をSEASと表記する。

(定義)

第3条 定款及び本細則並びに理事会の決議により定めるその他の規則等において規定する電磁的記録及び電磁的方法とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則に定めるところにより次の通りとする。

- (1) 電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物を以って調製するファイルに情報を記録したものをいう。
- (2) 電磁的方法とは、電磁的記録を交付する方法、並びに電子情報処理システムを使用する方法であって送信者及び受信者の使用に係る電子計算機(以下、電算機という)を接続する電気通信回路を通じて送受信する方法により受信者の電算機に備えられたファイルに記録する方法、若しくは送信者の電算機のファイルに記録された情報の内容を情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の受信者の電算機のファイルに当該情報を記録する方法をいう。

第2章 支 部

◆ 第1節 支部の設置

(支部の設置)

第4条 当協会は、定款第3条により、同第4条第2項各号の事業を行う単位組織として理事会の決議により支部を設置し、支部ごとに当該支部連絡事務所を設置する。

- 2 支部の会員数は50名以上とし、その名称及び地域区分は理事会の決議により定める。ただし新設する支部の名称については第5条第4項によるものとする。
- 3 会員は、原則として居住する地区を所轄する支部に所属する。

(ブロック)

第5条 既設の支部の中で、一定地域の会員数が50名未満であって支部に準ずる十分な活動基盤があり、支部を設立する準備段階にあるものをブロックと称し、支部に準ずる組織とする。

- 2 ブロックは当該支部に所属する。
- 3 会員数が50名を超えたブロックは、理事会の決議により支部に移行する。
- 4 前項により支部に移行するブロックは、当該支部設立社員総会を開催し名称及び支部連絡事務所の決定並びに初年度役員を選任して理事会に報告し、理事会の決議により決定する。

(支部の合併及び廃止)

第6条 現存する支部の合併及び廃止は、理事会と当該支部運営委員会が協議し理事会の決議による。

- 2 合併は合併新設及び吸収合併とし、合併新設の場合は合併後の支部名を新設する。又、吸収合併の場合は、合併存続支部の名称とする。
- 3 支部は次に事由により廃止する。
 - (1) 会員数が著しく欠けたとき
 - (2) やむを得ない理由により理事会が廃止を決議したとき

(支部の責務)

第7条 支部は、支部が所轄する地区に依拠し、その地区の実情に即した活動並びに運営を行うものとし、セクト主義を排除して定款第4条第1項に定める当協会の目的に資するものとする。

- 2 支部は、会員の入退会等並びに昇格レポートの受付業務を行うものとし、支部連絡事務所をその窓口とする。

◆ 第2節 運営委員会

(運営委員会の設置)

第8条 支部の運営を掌る議決機関として運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は支部ごとに設置し、当該支部のすべての運営委員で構成する。

(権限の委任)

第9条 理事会は、運営委員会に支部の運営を掌らせるために、理事会の権限のうち、定款第37条第1項第1号に規定する協会の業務の執行の決定において、支部の業務の執行の決定についての権限を運営委員会に委任し、運営委員会の職務の執行を監督する。

(運営委員会の職務権限)

第10条 運営委員会は前条の委任により、支部の業務の執行を決定し運営委員の職務の執行を監督するとともに支部長及び副支部長並びに事務局長及び会計並びに業務を分担する運営委員の選定及び解職を行う。

(運営委員会の責務)

第11条 運営委員会は、理事会の委任の受任者として善良な管理者の注意義務をもって業務を処理し、その処理の状況及び経過とその結果を理事会に報告するものとする。

(運営委員会の決議事項)

第12条 運営委員会が第10条の職務権限により決議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 支部の業務の執行の決定
- (2) 支部長及び副支部長並びに事務局長及び会計の選定及び解職
- (3) 業務を分担する運営委員の選定及び解職
- (4) 支部の事業を執行する実行組織の設置及び廃止
- (5) 支部の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (6) 支部の事業報告書及び決算報告書等の承認
- (7) 月次会計報告の承認
- (8) 支部社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項等の決定
- (9) 少額の借入れ

- (10) その他定款並びに定款施行細則及び諸規則の定める事項
- (11) その他運営委員会が必要と認める事項

(報告事項)

第13条 運営委員会は、第11条の規定により次に掲げる事項を遅滞なく理事会に報告するものとする。

- (1) 支部社員総会及び運営委員会の議事の経過とその結果
 - (2) 支部会計の月次会計報告
 - (3) 単位事業ごとの実施の結果と決算
 - (4) 支部の年次事業報告並びに年次決算報告
 - (5) 支部の年次事業計画並びに年次予算
 - (6) 金額又は取得時価が10万円以下の金品等の受贈の内容
 - (7) 理事会が報告を求めた事項
 - (8) その他、支部長が必要と認めた事項
- 2 前項の報告のうち、第1号の報告は第25条第1項の支部社員総会の議事録の写し及び第17条第1項の運営委員会の議事録の写し、第3号の報告は第15条の事業報告書の写し、第4号及び第5号の報告は支部社員総会の議案書の提出を以って報告に代えることができる。
- 3 第7条第2項により支部が受付の窓口となる次の事項について申込み又は届け出を受け付けたときは、支部長が担当理事に遅滞なく報告するとともに受理した書類等を転送するものとする。
- (1) 入会の申込み及び退会届
 - (2) 昇格レポートの提出
 - (3) 会費の納入等に関する届け出

(支部事業の執行の決定)

第14条 第12条第1号により、支部が定款第4条第2項の事業を企画実施するときは、事業の目的と内容及び経費並びに執行責任者として同条第3号の業務を分担する運営委員を選定し、運営委員会の決議により当該事業の執行を決定するものとする。

- 2 運営委員会は、前項の経費については科目別予算を遵守し、予算超過を来たさないよう誠実な執行に努めるものとする。

(実施報告書)

第15条 支部が前条の事業を実施したときは、支部長若しくは執行責任者が当該事業の実施内容及び経費を決算した収支計算書並びに運営委員会の点検及び総括を記載した実施報告書を作成して運営委員会の決議により承認を得るものとし、第13条第1項第3号により理事会に報告するものとする。

(運営委員会の議事)

第16条 運営委員会の議事については、理事会の決議により別に定める運営委員会規則に規定する。

(議事録)

第17条 運営委員会の議事については、支部長が所定の記載事項並びに議事の経過とその結果を記載した議事録を書面若しくは電磁的記録で作成し、これを支部連絡事務所に保管するものとする。

- 2 支部長は、前項の議事録の抄録を協会の公式ウェブサイトに掲載し、会員及び公衆に情報を公開するものとする。

◆ 第3節 支部社員総会

(支部社員総会)

第18条 支部社員総会（以下、この章において総会という）は、定時総会と臨時総会とし、いずれも当該支部の正会員で構成する。

- 2 総会において当該支部正会員は各1個の議決権を有する。
- 3 準会員は、当該総会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権は無い。

(総会の権限)

第19条 総会は、第21条第2項の書面に記載した事項に限り決議することができる。

(開催)

第20条 定時総会は毎事業年度終了後、本協会の定時社員総会の開催日までに速やかに開催するものとする。

- 2 臨時総会は、必要に応じていつでも開催できる。

(招集)

第21条 総会は運営委員会の決議により支部長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的及び日時と場所並びに議決権行使の方法に関する事項及び議題並びにその他の必要事項を記載した書面若しくは電磁的方法により開催日の7日前迄にすべての支部会員に交付して通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

(決議の方法)

第23条 総会の決議は、当該支部の総正会員数の過半数が出席してその過半数により議決するものとし、可否同数のときは議長が裁決する。

(議決権の代理行使)

第24条 正会員は、本人の代理人として当該総会に出席する他の正会員に議決権の行使を委任する旨を記した委任状を書面又は電磁的方法により当該総会に提出し、代理人による議決権を行使することができる。

2 前項により議決権を行使した正会員は、当該総会に出席したものとする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事の経過と結果を記載し、議長が記名押印した議事録を書面若しくは電磁的記録で作成し、これを支部連絡事務所に保管するものとする。

2 支部長は、前項の議事録の抄録を協会の公式ウェブサイトに掲載し、会員及び公衆に情報を公開する。

第3章 入退会等の手続き

◆ 第1節 入退会等

(入会)

第26条 入会を希望する者は所定の入会申込書に、指定事項と推薦人として当協会の正会員1名の氏名を記入し、入会初年度会費と入会金を添え、居住する地区を所轄する支部の連絡事務所に提出して会長に申し込むものとする。

(再入会)

第27条 第29条第1号により退会した正会員は、所定の再入会申込書を居住する地区を所轄する支部の連絡事務所に提出して会長に申し込み、会費を納入することにより正会員として再入会できる。

(入会の継続)

第28条 正会員が、廃業若しくは転職又は所属先の異動による職種変更若しくは定年退職等により定款第7条第2項の業務の従事が欠けた場合にあっても、本人に入会を継続する意志があるときは正会員の権利義務を継続できるものとする。

(退会及び除籍)

第29条 定款第12条第1項による退会及び同第14条第1項による除籍の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 退会しようとする会員は、当該事業年度の年会費を納入し、任意書式により退会理由を記した書面による退会届を居住する地区を所轄する支部の連絡事務所に提出して会長に届け出ることにより何時でも退会することができる。
- (2) 会員が死亡または失踪したときは、当該会員が所属する支部が書面又は電磁的記録を以ってその旨を会長に通知するものとし、会費の未納既納に関わらずその通知をもって退会する。
- (3) 退会届を提出した会員の年会費が未納の場合及び年会費が第38条第1号の納入期限に未納で納入を督促した会員が、猶予期限までに必要な手続を執らないときは理事会の決議により除籍とする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名の通知)

第30条 定款第13条第1項により社員総会が除名を決議したときは、同条第2項により当該会員に対し除名通告書を送付して通知する。

(除籍の通知)

第31条 定款第14条第1項並びに本細則第29条第2号により除籍した当該会員に対し除籍通告書を送付して通知する。

2 前項により送付した通告書が、受取人不明又は受け取り拒否により返送されたときは失踪とみなし通告書を送付した事実を以て本人に通告したものとする。

(復籍の申し出)

第32条 前条第1項により除籍通告を受けた会員が、定款第14条第2項による復籍を申し出るときは、所定の口座に未納会費を振り込み当該振込領収書の写しを、所定の復籍申込書に添え会長に提出するものとする。

2 会費を延滞する止むを得ない事由があるときは、その旨を所定の復籍申込書に記して会長に会費の延納と復籍を申し

込むものとする。

3 前2項の手続は、いずれも除籍通告書を受領した日から2週間以内に行わなければならない。

4 第1項若しくは第2項による申し出が正当であると認められるときは、会長は理事会の決議により当該申し出をした除籍者の復籍を承認する。

◆ 第2節 正会員への昇格

(正会員への昇格)

第33条 定款第8条第3項に定める準会員が正会員に昇格するための所定のレポート(以下、昇格レポートという)は次のものとする。

(1) 音響に関する題材であれば、書式、内容、分量等は自由とする。

(2) 本人の著作であって、すでに機関紙又は同人誌、雑誌、書籍等に掲載した論文等の写しの提出により前項の昇格レポートに代えることができる。

2 入会後7年を経過した準会員は、本協会への要望等を記した昇格申請書を提出することで昇格レポートに代えることができる。

3 当協会が主管する音響技術者資格認定制度の認定資格を取得している場合は、昇格レポートを免除して昇格審査を受けることができる。

(昇格レポートの提出先等)

第34条 昇格レポートの提出先は、所属する支部の連絡事務所とする。

2 支部長は、受け付けた昇格レポートを遅滞なく昇格審査担当理事に転送するものとする。

3 昇格審査担当理事は、取扱い基準に則り遅滞なく処理するものとする。

(昇格審査)

第35条 昇格審査は、定款第38条で開催する理事会で行う。

第4章 会費等

(会費)

第37条 定款第10条第1項に規定する会費とは会費及び臨時会費をいう。

2 会費とは、本細則の別表に定める年会費及び入会金をいう。

3 臨時会費とは、止むを得ない重大な事由により資金調達が必要となったとき、理事会の決議により会員に対し臨時に賦課する会費をいう。

4 名誉会長並びに名誉会員は年会費及び臨時会費の納入を免除する。

(会費の納入期限)

第38条 会費の納入期限はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 継続会員の年会費については、毎年度7月31日

(2) 新入会員と再入会員の年会費については、入会又は再入会の申込のとき

(3) 臨時会費は、理事会が指定した日

(拠出金等)

第39条 当協会は、事業を企画実施する場合において当初予算を超える経費が必要なときは、当該事業に係る資金を調達するため、会員並びに当協会の事業に協賛する企業等を対象として拠出金を募集することができる。

2 拠出金は、趣旨に賛同する会員等が善意に基づき任意拠出するものとする。

3 拠出金を募集するときは、当該事業を主管する理事又は支部長が目的及び目標金額並びに募集方法を示して理事会に付議し、承認を得なければならない。

4 当協会が主催する催事の際、参加者に要請する任意募金(以下、資金カンパという)については目的及び用途を明らかにし、且つ良識に従って当協会名義で行うものとし、その収益は支部の収入として当協会の会計に計上するものとする。

5 友好関係にある個人若しくは団体等が当協会の催事に便乗して資金カンパを行う場合は、当該催事の主催者責任に於いてその取り扱いを決定するものとする。

第5章 役員を選任

◆ 第1節 協会役員

(役員を選任)

第40条 定款第26条第1項による役員を選任は、正会員の中から理事会並びに運営委員会が当該候補者を選定して推挙

し、社員総会の決議により選任するものとし、現任役員が任期満了前に辞任したときの後任役員の補充選任についても、同様とする。

(理事の種類及び理事候補者の選定)

第41条 理事は、理事会推薦理事及び支部推薦理事の2種とする。

- 2 理事会推薦理事候補者は、理事会がその定数の範囲内において選定して推挙する。
- 3 支部推薦理事候補者は、運営委員会がその定数の範囲内において立候補又は運営委員会の推薦により選定して推挙する。

(監事候補者の選定)

第42条 監事候補者は、理事会が選定して推挙する。

- 2 監事候補者を2名選定するときは、1名を正会員から選定しもう1名は本協会の外部から選定するものとする。

◆ 第2節 支部役員

(支部役員と定数等)

第43条 支部には次の支部役員を置く。

- (1) 運営委員 20名以内
- (2) 監査 1名
- 2 運営委員会の決議により、運営委員の中から1名を支部長及び2名以内を副支部長並びに1名を事務局長及び1名を会計とする。
- 3 運営委員会の決議により、前項の他に運営委員の中から業務を分担して執行する運営委員を選定する。
- 4 各支部の自治により運営委員の中から事務局次長及び会計を補佐する会計員を置くことができる。

(支部役員の選任等)

第44条 運営委員並びに監査は、支部正会員の中から立候補者を含め運営委員会が候補者を選定して推挙し、支部社員総会の決議により選任する。

- 2 支部長並びに副支部長及び事務局長並びに会計は、運営委員が互選し運営委員会の決議により選定並びに解職する。
- 3 業務を分担する運営委員は、運営委員の中から運営委員会の決議により選定並びに解職する。
- 4 運営委員は、理事並びに各種専門委員を兼任できる。
- 5 監査は、他の支部役員を兼任できない。

(支部役員の任期)

第45条 支部役員の任期は理事の任期に準ずる。ただし、重任及び再任を妨げない。

(支部役員の職務権限)

第46条 支部役員の職務及び権限は次の通りとする。

- (1) 運営委員は、運営委員会を構成し、支部の業務の執行を決定する。
- (2) 支部長は支部を代表し当該支部を総理して業務を執行する。
- (3) 副支部長は支部長を補佐して業務を執行し、支部長に事故あるときは予め定めた順位により、その職務を代行する。
- (4) 事務局長は当該支部の運営委員会及び業務の執行に関する事務を管掌し、業務を執行する。
- (5) 会計は当該支部の会計責任者として財産の管理及び会計業務を管掌し、業務を執行する。
- (6) 業務を分担する運営委員は、当該業務の執行責任者として業務を執行する。
- (7) 監査は、監事に準じ、当該支部の運営委員の業務の執行並びに会計を監査するものとし、運営委員会に出席して必要な意見を述べなければならない。ただし、議決権はない。

第6章 財産及び会計

◆ 第1節 財産の管理運用

(財産の管理運用等)

第47条 当協会の財産の管理運用並びに会計処理は、会長及び会計担当執行理事並びに支部長及び会計担当運営委員がそれぞれ職務を分掌して当たるものとし、定款第51条第1項により別に定める会計規則の定めるところによるものとする。

(事業計画及び予算)

第48条 本協会の事業計画並びに収支予算は、定款第52条第1項により会長が作成して理事会に付議し、理事会の決議を経て定時社員総会の承認を得るものとする。

- 2 支部の事業計画並びに収支予算は、支部長が作成して運営委員会に付議し、運営委員会の決議を経て定時支部社員総会に報告するものとする。
- 3 支部長は、前項の書類の写しを理事会に提出して報告するものとする。但し、支部社員総会の議案書に記載があると

きは、第13条第2項により議案書の提出を以って報告に代えることができる。

(事業計画の変更並びに補正予算の編成)

第49条 定款第52条第1項ただし書きによる事業計画及び収支予算の変更は、以下に掲げる事由又はやむを得ない事由が生じたとき、理事会の決議により事業計画の変更並びに補正予算の編成ができる。

- (1) 当協会の目的に資する重要な事業を追加変更するとき
- (2) 事業遂行に必要な設備等を購入する場合、当該設備等が税法上の資産となるとき

(事業報告及び決算報告)

第50条 本協会の事業報告及び決算報告は、定款第53条第1項により毎事業年度の終了後、会長が事業報告書並びに会計担当執行理事決算報告書及びこれらの付属明細書等の会計書類を作成し、監事の監査を受けて理事会に付議し、理事会の決議を経て定時社員総会の承認を得るものとする。

- 2 支部の事業報告及び決算については毎事業年度の終了後、支部長が事業報告書並びに会計責任者が決算報告書及びこれらの付属明細書等の会計書類を作成し、監査の監査を受けて運営委員会に付議し、運営委員会の決議を経て定時支部社員総会に報告するものとする。
- 3 支部長は、前項の書類の写しを理事会に提出して報告するものとする。但し、支部社員総会の議案書に記載があるときは、第13条第2項により議案書の提出を以って報告に代えることができる。

(受贈)

第51条 会計規則第32条により金銭又は物品若しくは知的財産権等を受贈するときは、理事会の承認を得るものとする。

- 2 受贈する金額または取得見積価格が10万円以下の場合はその取扱いを決済責任者に委任し、第15条第1項第6号によりその内容を理事会に報告するものとする。

◆ 第2節 支部会計

(支部会計)

第52条 支部会計は、会計規則第3条第3項により本部会計の補助的な会計処理であって、支部長を決済責任者及び会計担当運営委員を会計責任者として各支部単位で会計処理を行うものとする。

- 2 支部会計の原資は、本部会計が給付する支部運営補助費及び事業活動の収益等を充てる。

(借入金)

第53条 支部会計は、止むを得ない事由があるときは運営委員会の決議により短期且つ無利息無担保で少額の現金を借入れることができる。

- 2 借入金は当該事業年度内に返済するものとし、返済期間は6ヶ月以内であって借り入れ時の当該支部の支部運営補助費残高を限度額とする。
- 3 借入先は本部会計又は支部役員若しくは支部会員の有志とし、金融機関等からの借入れは認めない。
- 4 本部会計から借り入れるときは、支部運営補助費の前受金とする。ただし、会場費等の前払いについては、その相当額を限度として借り入れすることができる。
- 5 前項ただし書きの借り入れは、事業計画書を理事会に提出し、理事会が承認する金額とする。

(予算の執行)

第54条 支部会計の予算の執行は、予算の範囲内において事務所機能を維持するための事務用品費、通信発送費、印刷費等の経費（以下、事務所管理費という）を除き、運営委員会の決議により執行するものとし、事務所管理費を含め決裁責任者が決裁し会計責任者が執行する。

(予算の執行の報告)

第55条 支部会計責任者は、第13条第1項第2号により月ごとに支部の各取引を証明する証憑を添えて集計し、決裁責任者が決裁した月次会計報告書を、翌月10日迄に当月分を本部会計責任者に提出するものとする。ただし、所得税の源泉徴収をしたときは源泉徴収報告書を翌月の5日迄に提出するものとする。

(予算の変更)

第56条 支部会計の科目別の当初予算額を超える経費が必要な事業を企画するときは、当該支部の総予算額の範囲内において運営委員会の決議により予算を組み替えることができるものとし、組み替えた補正予算は理事会に報告するものとする。

- 2 前項の組み替えをしてもなお総予算額を超える経費が必要なときは、第49条第1号により当該事業の企画内容を理事会に付議し、理事会の決定に従うものとする。

(決算)

第57条 支部会計の決算は、予算に対応する連続記録に基づくものとする。

(決算報告書)

第58条 支部会計責任者は、第50条第2項の決算報告書及び付属明細書等の会計書類を作成して支部長に提出し、監査の会計監査を受けるものとする。

(監査報告書)

第59条 監査は、第50条第2項の事業報告書並びに前条の会計書類を監査して監査報告書を作成し、支部長に提出する。

(決算報告の承認)

第60条 支部長は、第50条第2項により決算報告書並びに前条の監査報告書を運営委員会に付議し、運営委員会の決議により承認を得るものとする。

(繰越等の処理)

第61条 毎事業年度における支部会計の決算上の剰余金又は不足金は、本部会計の決算処理を経て翌事業年度に繰り越すものとする。

2 支部会計の不足金は当該支部の翌年度の運営補助費で清算する。

第7章 専門委員会等

(専門委員会)

第62条 定款第59条に規定する専門委員会は、業務を執行する組織として部門別にその目的と任務を明らかにした理事会の決議により設置する。

2 専門委員会の委員は、会員及び外部の学識経験者から若干名を選定し、理事会の決議により会長が任免する。

3 個々の委員会の構成及び業務の執行に関する必要事項は、理事会の決議により改廃できる。

(評議員会及び評議員)

第63条 定款第59条により設置する専門委員会のうち、会長が当協会の運営に関する重要な事項を諮問する会議として評議員会を置く。

2 評議員会は評議員で構成し、会長が付議する諮問事項を評議して答申する。

3 評議員は、正会員の中から若干名を選定し理事会の決議を得て会長が任免する。

4 評議員会は会長が招集し、電磁的方法により開催して議決する。

5 会長は評議員会の答申を尊重しなければならない。

6 会長は、評議員会の開催目的及び議事の経過の要領と結果を、理事会に報告しなければならない。

第8章 名誉会長、名誉会員、顧問、会友

(名誉会長)

第64条 当協会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、当協会の会長を永年務め功績のあった者で、理事会が推挙し社員総会で決める。

3 名誉会長は、重要な会議に出席し意見を述べることができる。

(名誉会員)

第65条 当協会に名誉会員を置く。

2 名誉会員は、当協会の役員を永年勤め功績のあった者で、理事会が推挙し社員総会で決める。

(顧問)

第66条 当協会に顧問を置く。

2 顧問は、特に当協会に貢献した者または当協会の事業に深い理解を持ち、協力と助言を期待できる者で、理事会の議決により会長が委嘱する。

(会友)

第67条 当協会に会友を置く。

2 当協会の事業に深く理解を持ち、協力を期待できる者で、会員が推挙し理事会の決議により会長が委嘱する。

第9章 会議の開催場所

(社員総会)

第68条 社員総会は、原則として東京で開催する。

2 支部社員総会の開催地は、当該支部の決定するところで開催する。

(理事会)

第69条 理事会は、電磁的方法による場合を除き原則として東京で開催する。

(運営委員会)

第70条 運営委員会は、電磁的方法による場合を除き当該支部の決定するところで開催する。

第10章 補 則

(規則への委任)

第71条 第2章第2節第16条の運営委員会の議事の方法については、別に定める「運営委員会規則」に規定する

2 第3章第26条(入会)、第27条(再入会)の手続の詳細については、別に定める「入退会等の手続規則」に規定する。

3 第29条(退会及び除籍)、第31条(除籍の通知)、第32条(復籍の申し出)の取扱いの詳細については、別に定める「退会時の会費の清算及び除籍等に関する取扱い規準」に規定する。

4 第3章第2節の第33条(正会員への昇格)第34条(昇格審査)、第35条(昇格レポート及び技能認定資格)第36条(昇格レポートの提出先)の昇格レポートの取扱いについては、別に定める「正会員昇格及び昇格レポートの取扱い規準」に規定する。

5 第4章第39条(会費の納入期限)及び定款第14条第1項但し書きの取扱いについては、別に定める「会費納入の特例措置に関する規則」に規定する。

6 第8章第64条(名誉会長)、第65条(名誉会員)の会員の昇格に関する取扱いの詳細については、別に定める「正会員昇格及び名誉資格昇格の手続規則」に規定する。

附 則

(施行期日)

この定款施行細則の施行日は、本定款施行の日とする。

附 則

1、中間法人法の廃止及び依拠法たる一般社団・財団法人法の施行により一部を改定する。

2、この定款施行細則の施行日は2009年5月18日とする。

附 則

1、この規則は、2011年9月26日理事会の決議により一部改定し、2011年10月1日から施行する。

附 則

1、この規則は、2017年4月30日理事会の決議により一部改定し、2017年5月1日から施行する。

第37条第2項の別表

一 定款第8条第1項に定める入会金及び初年度年会費及び定款第10条第1項に定める会費は、この表による。

<会費等>

継続会員年会費	正会員	8,000円
	準会員	10,000円
入会初年度会費 (入会時はすべて準会員)	入会金	5,000円
	前期入会者 年会費	10,000円
	後期入会者 年会費	5,000円
再入会正会員年会費	前期再入会者 年会費	8,000円
	後期再入会者 年会費	4,000円
臨時会費	詳細は理事会の決議により決定する	

二 会費の納入期限は、継続会員の年会費については毎年7月31日。

新入会員又は再入会員については、入会及び再入会の申込のとき。(本細則第26条)

三 前期入会及び再入会者とは、4月～9月に入会及び再入会した者をいう。

後期入会及び再入会者とは、10月～3月に入会及び再入会した者をいう。

四 再入会正会員とは、本細則第29条により、正規手続で退会した正会員が再入会した者をいう。